

令和7年4月1日制定
 令和8年3月11日改正
 令和8年6月10日改正

明石工業高等専門学校研究設備・機器利用料一覧

明石工業高等専門学校研究設備・機器共用規則第9条に係る、研究設備・機器名、使用料等を下表のとおり定める。

番号	装置名	初回（税抜）		2回目以降（税抜）		備考
		立会費用	使用料/1時間	立会費用	使用料/1時間	
1	分析走査電子顕微鏡	6,000円	500円	3,000円	500円	
2	試料水平型多目的X線回折装置	6,000円	500円	3,000円	500円	
3	材料試験機（精密万能試験機）	6,000円	300円	3,000円	300円	
4	風洞実験装置	6,000円	1,000円	3,000円	1,000円	
5	立形マシニングセンター	6,000円	1,500円	3,000円	1,500円	
6	ワイヤ放電加工機	6,000円	3,200円	3,000円	3,200円	
7	レーザー加工機（実習工場）	6,000円	6,100円	3,000円	6,100円	
8	デジタルマイクロスコープ	3,000円	500円	3,000円	500円	
9	レーザー加工機（創造工房）	6,000円	1,000円	3,000円	1,000円	
10	UVプリンター（創造工房）	3,000円	1,000円	/	1,000円	
11	3Dプリンター（創造工房）	3,000円	1,000円	/	1,000円	申請状況によりフィラメント代が必要

※1～7、9は初回2時間、2回目以降1時間の立会が必要。立会1時間につき3,000円。

※8、10～11は初回1時間の立会が必要（2回目以降立会不要）

※独立行政法人国立高等専門学校機構に所属する教職員、明石高専産学連携交流会及びひょうご神戸研究基盤共同利用機構の所属会員については、立会費用を半額とする。